

( 参照条文 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ( 昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号 ) ( 抄 )

第 1 0 条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

- 一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。
- 二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。
- 三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準 ( 特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準 ) を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。
- 四 申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 市町村

ロ その他環境省令で定める者

2 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

- 一 本邦から出国する者のうち、一般廃棄物を携帯して輸出する者であつて環境省令で定めるもの
- 二 国その他の環境省令で定める者

第 1 5 条の 4 の 5 第 1 0 条の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第 1 項第 4 号中「市町村」とあるのは、「事業者 ( 自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。 ) 」と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 ( 略 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 ( 昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号 ) ( 抄 )

第 6 条の 1 3 法第 1 0 条第 1 項第 2 号の規定による環境省令で定める基準は、当該一般廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実であると認められることとする。

第 6 条の 1 4 法第 1 0 条第 1 項第 4 号ロの規定による環境省令で定める者は、事業者 ( 自らその事業活動に伴つて生じた一般廃棄物を輸出するものに限る。 ) とする。

第 6 条の 1 5 法第 1 0 条第 1 項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第 2 号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該一般廃棄物の種類及び性状並びに数量

三 申請者が市町村以外の者である場合には、当該一般廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

四 当該一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの運搬を行う者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 運搬施設の種類及び運搬経路

六 当該一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

七 前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力 ( 当該施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量 )、処理方式並びに設備の概要

- 八 前号の施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法
  - 九 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況
  - 十 輸出予定年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者が市町村以外の者（個人を除く。）である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
  - 二 申請者が個人である場合には、住民票の写し
  - 三 当該一般廃棄物の性状を明らかにする書類
  - 四 当該一般廃棄物を排出した施設の排出工程図
  - 五 前項第5号の運搬施設及び同項第7号の施設における当該一般廃棄物の処理の概要
  - 六 前項第5号の運搬施設及び同項第7号の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - 七 前項第7号の施設（最終処分場を除く。）の処理工程図
  - 八 前項第7号の施設の付近の見取図
  - 九 その他参考となる書類又は図面

第7条 法第10条第2項第1号の規定による環境省令で定める者は、自らの日常生活に伴つて生じたごみその他の一般廃棄物を携帯して輸出する者とする。

2 法第10条第2項第2号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 国
- 二 都道府県警察
- 三 本邦から外国まで船舶又は航空機の航行を行う者（当該航行に伴い生ずる一般廃棄物を輸出する場合に限る。）

第12条の12の11 法第15条の4の5において準用する法第10条第1項第2号の規定による環境省令で定める基準は、当該産業廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実であると認められることとする。

第12条の12の12 法第15条の4の5において準用する法第10条第1項第4号口の規定による環境省令で定める者は、都道府県及び市町村とする。

第12条の12の13 法第15条の4の5において準用する法第10条第1項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第30号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該産業廃棄物の種類及び性状並びに数量
- 三 申請者が都道府県又は市町村以外の者である場合には、当該産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類
- 四 当該産業廃棄物又は当該産業廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの運搬を行う者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 運搬施設の種類及び運搬経路
- 六 当該産業廃棄物又は当該産業廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 七 前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力（当該施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）、処理方式並びに設備の概要
- 八 前号の施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法
- 九 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況
- 十 輸出予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が都道府県及び市町村以外の者（個人を除く。）である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 二 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 三 当該産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 四 当該産業廃棄物を排出した施設の排出工程図
- 五 前項第5号の運搬施設及び同項第7号の施設における当該産業廃棄物の処理の概要
- 六 前項第5号の運搬施設及び同項第7号の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 七 前項第7号の施設（最終処分場を除く。）の処理工程図
- 八 前項第7号の施設の付近の見取図
- 九 その他参考となる書類又は図面

第12条の12の14 法第15条の4の5において準用する法第10条第2項第2号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 国
- 二 都道府県警察
- 三 法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定に基づき、産業廃棄物の輸出を命じられた者（当該産業廃棄物を輸出する場合に限る。）
- 四 本邦から外国まで船舶又は航空機の航行を行う者（当該航行に伴い生ずる産業廃棄物を輸出する場合に限る。）